休会及び復会規程

平成 30 年 8 月 5 日

（目的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、「協会」という）定款第 11 条の規定に基づき、会員の休会および復会について、必要な事項を定めることを目的とする。

（休会の対象）

第 2 条　下記の理由により会員の義務を遂行できない場合は、年度単位で休会を申請することができる。

（１）海外留学および転勤等の長期海外渡航（同伴を含む）
（２）長期の病気療養
（３）出産および育児
（４）介護
（５）経済的理由
（６）その他理事会において承認された理由

（休会申請）

第 3 条　休会申請は、別に定める「休会届」に休会理由を証明する次項の書類を添えて所属するチーム事務局に郵送にて提出する。

（１）海外留学および転勤等の長期海外渡航の場合：海外渡航理由が証明できる書簡等の写し
（２）長期の病気療養の場合：医師の診断書
（３）出産および育児の場合：出産予定・出産を証明する母子手帳の写し
（４）介護の場合：要介護状態を証明する書類の写し
（５）経済的理由の場合：生活状況申立書（別紙様式）

２　申請日を遡っての休会はできない。
３　休会申請は、申請時前年度の年会費の完納をもって受け付ける。

（休会期間）

第 4 条　申請した日より翌年 5 月 31 日までを年度単位として休会期間とする。

但し第 3 条（３）の出産および育児のための申請休会期間は、最長で子供が満 3 歳に達する年度までを限度とする。但し、1 回の出産およびその育児のために通算で3ヶ年度を超えて休会することはできない。

２　休会期間の延長が生じた場合は、休会期間終了1ヶ月前まで（4月30日まで）に上記１に準じ再度「休会届」と証明書を提出しなければならない。但し、休会は最長３年まで延長することができる。

（休会中の措置）

第 6 条 休会する会員は、次の各号が措置される。

（１）年会費や強化指定選手登録料、もしくは強化スタッフ登録料の免除
（２）会員としての権利停止

（３）協会及び所属チームが開催する強化事業（合宿・大会や研修会）への参加停止
但し、強化事業に参加希望の場合、旅費等は全額自己負担とする。
（４）スポーツ団体傷害保険への加入停止
（５）協会や所属チームからの情報提供停止

（復 会）

第 7 条 休会した会員は、翌年度に休会延長の手続きを行わない限り、翌々年度から自動的に退会したものとして扱う。

2　休会中の強化スタッフで、年度途中からの復会を希望する場合は、協会が定める復会届に必要事項を記入し、チーム代表に提出し、当年度の年会費や強化スタッフ登録料を納めることをもって復会することができる。

3　休会中の強化指定選手で、年度途中からの復会を希望する場合は、協会が定める復会届に必要事項を記入し、チーム代表に提出し、当年度年会費や強化指定選手登録料を納めることにより休会する前の強化指定選手ランクとして復会することができる。

4　退会した元強化指定選手で、復会を希望する場合は、退会した年度から前年度までの年会費や強化指定選手登録料を遡って納入、当年度の年会費、強化指定選手登録料を D 指定選手として納めることにより、当年度から D 指定選手として復会することができる。

5　復会した会員の第6条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

（規程外事項）

第 8 条　この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

（規程の改廃）

第 9 条　この規程の改廃は、理事会において行う。

付　　則

この規程は平成 30 年 8 月 5 日から施行する。